

子供の貧困対策に関する大綱

～ 全ての子供たちが夢と希望を持って
成長していく社会の実現を目指して～

目 次

第1 はじめに ······	1
(「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定) ······	1
(大綱案作成の経緯) ······	1
(子供の貧困対策の意義と大綱の策定) ······	2
第2 子供の貧困対策に関する基本的な方針 ······	3
1 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。 ······	3
2 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。 ······	3
3 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。 ······	3
4 子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。 ······	4
5 教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。 ······	4
6 生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。 ······	4
7 保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。 ······	5
8 経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて確保する。 ······	5
9 官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。 ······	5
10 当面今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。 ······	5
第3 子供の貧困に関する指標 ······	6
○生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 ······	6
○生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 ······	6
○生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 ······	6

○生活保護世帯に属する子供の就職率	7
○児童養護施設の子供の進学率及び就職率	7
○ひとり親家庭の子供の就園率（保育所・幼稚園）	7
○ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率	8
○スクールソーシャルワーカーの配置人数及びスクールカウンセラーノ配置率	8
○就学援助制度に関する周知状況	8
○日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合（無利子・有利子）	8
○ひとり親家庭の親の就業率	9
○子供の貧困率	9
○子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率	9
 第4 指標の改善に向けた当面の重点施策	10
1 教育の支援	10
(1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開	10
(学校教育による学力保障)	10
(学校を窓口とした福祉関連機関等との連携)	10
(地域による学習支援)	11
(高等学校等における就学継続のための支援)	11
(2) 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上	11
(3) 就学支援の充実	12
(義務教育段階の就学支援の充実)	12
(「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などによる経済的負担の軽減)	12
(特別支援教育に関する支援の充実)	13
(4) 大学等進学に対する教育機会の提供	13
(高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実)	13

(国公私立大学生・専門学校生等に対する経済的支援)	13
(5) 生活困窮世帯等への学習支援	13
(6) その他の教育支援	14
(学生のネットワークの構築)	14
(夜間中学校の設置促進)	14
(子供の食事・栄養状態の確保)	14
(多様な体験活動の機会の提供)	14
2 生活の支援	15
(1) 保護者の生活支援	15
(保護者の自立支援)	15
(保育等の確保)	15
(保護者の健康確保)	15
(母子生活支援施設等の活用)	16
(2) 子供の生活支援	16
(児童養護施設等の退所児童等の支援)	16
(食育の推進に関する支援)	16
(ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援)	17
(3) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備	17
(関係機関の連携)	17
(4) 子供の就労支援	17
(ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援)	17
(親の支援のない子供等への就労支援)	18
(定時制高校に通学する子供の就労支援)	18
(高校中退者等への就労支援)	18
(5) 支援する人員の確保等	18
(社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化)	18

(相談職員の資質向上) ······	18
(6) その他の生活支援 ······	18
(妊娠期からの切れ目ない支援等) ······	19
(住宅支援) ······	19
3 保護者に対する就労の支援 ······	19
(親の就労支援) ······	19
(親の学び直しの支援) ······	20
(就労機会の確保) ······	20
4 経済的支援 ······	20
(児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し) ······	20
(ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討)	
·····	20
(母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大) ······	20
(教育扶助の支給方法) ······	20
(生活保護世帯の子供の進学時の支援) ······	21
(養育費の確保に関する支援) ······	21
5 その他 ······	21
(国際化社会への対応) ······	21
第5 子供の貧困に関する調査研究等 ······	22
1 子供の貧困の実態等を把握・分析するための調査研究 ······	22
2 子供の貧困に関する新たな指標の開発に向けた調査研究 ······	22
3 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供 ······	22
第6 施策の推進体制等 ······	23
1 国における推進体制 ······	23
2 地域における施策推進への支援 ······	23

3	官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開	23
4	施策の実施状況等の検証・評価	23
5	大綱の見直し	24

本大綱では、法律名等を除き、法令上の表記に関わらず、常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）による表記を用いているが、法令上の用語と意味を異にするものではない。

(地域による学習支援)

放課後子供教室や学校支援地域本部、土曜日の教育支援活動等の取組を推進し、放課後等の学習支援を充実する。その際、学習等に課題を抱える子供に学習支援や生活支援を実施しているNPOやフリースクール等と各自治体との連携を促進するなど、子供の状況に配慮した支援の充実を図る。さらに、学校・家庭・地域の協働の基盤となるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の設置の促進により、地域による学習支援等の一層の促進・充実を図る。

(高等学校等における就学継続のための支援)

高校中退を防止するため、高等学校における指導体制の充実を図る。特に、学習等に課題を抱える高校生の学力向上、進路支援等のための人材を高等学校に配置するとともに、課題を抱える生徒の多い高等学校での優れた取組を推進する。

また、高校中退者等について、学校がハローワーク等に対し高校中退者情報を共有する等により、就労支援や復学・就学のための情報提供の充実を図る。

高校等中退者が高等学校等に再入学して学び直す場合、卒業するまで（最長2年間）授業料に係る支援を受けることができるよう、高等学校等就学支援金相当額を支給する。

さらに、学校と地域社会等による優れた連携・協働の取組への表彰や、学校のキャリア教育の指導内容に関する手引・パンフレット作成、教員向けの説明会の実施等により、各学校段階を通じた体系的なキャリア教育の充実を図る。

高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成することを目的として、先進的で卓越した取組を行う専門高校における調査研究を推進する。

(2) 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上

幼児期における質の高い教育を保障することは、将来の進学率の上昇や所得の増大をもたらすなど、経済的な格差を是正し、貧困を防ぐ有効な手立てであると考えられる。このため、全ての子供が安心して質の高い幼児教育を受けられるよう、「第2期教育振興基本計画」等に基づき、幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に進める。

また、私立高等学校等が行う授業料減免等に対する補助を行う都道府県への支援に引き続き取り組む。

そのほか、国立学校においても、貧困の状況にある子供の受け入れの拡大を図る。

(特別支援教育に関する支援の充実)

特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図る。

(4) 大学等進学に対する教育機会の提供

(高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実)

高等教育段階においては、授業料等に加え、特に地方から就業機会の豊富な都市部の大学等に進学する場合には、住居費等の経済的な負担が大きい。意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、無利子奨学金制度の充実を図る。

また、奨学金の返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に関する検討を進める。

さらに、学生宿舎の整備が円滑に行われるよう、各大学等の計画・要望に応じた整備手法に関する情報提供などを行う。

(国公私立大学生・専門学校生等に対する経済的支援)

意欲と能力のある学生が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、引き続き大学等の授業料減免などにより、学生の修学支援を推進する。

また、意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないよう、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進める。

(5) 生活困窮世帯等への学習支援

生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、平成27年度から、地域での事例も参考に、学習支援事業を実施する。

また、児童養護施設等で暮らす子供に対する学習支援を推進するとともに、ひとり親家庭の子供が気軽に相談できる児童訪問援助員（ホームフレンド）の派遣や学習支援ボランティア事業を通じ、子供の心に寄り添うピア・サポートを行いつつ学習意欲の喚起や教科指導等を行う。

そのほか、放課後補習や、放課後子供教室、学校支援地域本部、土曜日の教育活動等を推進し、放課後等の学習支援を充実する。その際、NPO等と各自治体との連携を促進するなど、子供の状況に配慮した支援の充実を図る（再掲）。

また、高校中退の防止や中退後のフォローを充実するとともに、大学・専修学校等へ安心して進学できるようにするために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家による教育相談体制の整備充実のほか、大学等奨学金事業の充実等による経済的負担の軽減を図る。

(6) その他の教育支援

(学生のネットワークの構築)

悩みを抱える学生が互いに話し合えるネットワークの構築のため、学生が集まり、コミュニケーションを図ることができるスペースを学生相談室等に設置することや、学生が学生の相談に対応する「ピア・サポート」の仕組みの整備等について周知することを通じて、各大学等における取組を促進する。

(夜間中学校の設置促進)

義務教育未修了の学齢超過者等の就学機会の確保に重要な役割を果たしている夜間中学校について、その設置を促進する。

(子供の食事・栄養状態の確保)

生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を引き続き実施する。

学校給食法の目的に基づき、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努める。

(多様な体験活動の機会の提供)

独立行政法人国立青少年教育振興機構が設置する国立青少年教育施設において、児童養護施設等の子供を対象に、自己肯定感の向上、生活習慣の改善等につながる多様な体験活動の場を提供するとともに、その成果を広く全国に周知することを通じて、各地域における取組を促進する。

また、「子どもゆめ基金」事業により、貧困の状況にある子供を支援している民間団体が行う体験活動への助成を行う。

2 生活の支援

(1) 保護者の生活支援

(保護者の自立支援)

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぐ。また、家計に課題のある生活困窮者に対し、家計相談支援事業を実施する。

子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューをワンストップで提供することができるよう、就業支援専門員の配置など必要な支援を行う。また、一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等により児童の世話等を行うことで、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活することができる環境整備を図る。併せて、家庭での育児や子供の世話などに悩みを持つひとり親家庭を対象にした生活支援講習会や生活相談を実施することにより、ひとり親家庭の生活支援を図る。

(保育等の確保)

就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため「待機児童解消加速化プラン」により、平成29年度末までに待機児童解消を目指して、保育所の整備等の取組を推進する。また、「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備を推進する。

ひとり親家庭の子供の保育等を確保するため、保育所や放課後児童クラブにおいて行われているひとり親家庭への特別の配慮について、その他の事業への適用を検討する。

また、指定保育士養成施設における養成課程において、子供の貧困をはじめ、社会福祉及び児童家庭福祉について履修することを通じ、子供の貧困に関する保育士の理解を深めるよう努める。

(保護者の健康確保)

家庭での育児や家事、精神面・身体面の健康管理等、ひとり親家庭が直面する課題に対応するための相談支援を行う。また、ひとり親家庭が定期的に集い、情報交換を行うとともに、お互いに悩みを打ち明けたり、相談し支え合う場の提供を行う。

事の提供ガイドライン」を参照し、専門性を生かしながら、家庭や地域、福祉、教育分野等と連携を図っていくことが重要である。

また、児童養護施設等においては、入所前の家庭生活において適切な食生活が営まれておらず、発達段階に応じた食習慣が身に付いていない場合もあることから、小規模化等による家庭養護の促進や児童養護施設等の運営指針の活用等を通じ、食の持つ力を最大限に活用した支援を行う。

(ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援)

生活困窮者自立支援制度においては複合的な課題をもつ生活困窮者に対し包括的な支援を行う自立相談支援事業や、生活困窮世帯の子供を対象に、居場所づくりを含む学習支援事業を実施する。なお、これらの事業を含め生活困窮者への支援を行う際には、例えば、子供にとって食習慣の維持が不可欠であることに十分配慮するなど、対象者の状況に応じた個別的な支援を行う。

就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため「待機児童解消加速化プラン」により、平成29年度末までに待機児童解消を目指して、保育所の整備等の取組を推進する（再掲）。また、「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備を推進する（再掲）。

ひとり親家庭の子供の保育等を確保するため、保育所や放課後児童クラブにおいて行われているひとり親家庭への特別の配慮について、その他の事業への適用を検討する（再掲）。

(3) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

(関係機関の連携)

困難な環境に負けず、進学や就労による自立を目指す子供たちを支援するため、新たに創設される自立相談支援機関を活用して児童福祉関係者、母子保健関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関が連携して地域におけるネットワークを構築する取組の実施を検討する。

(4) 子供の就労支援

(ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援)

母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、ひとり親家庭の子供に対する就業相談、就業講習会の開催、就業情報の提供などを行う。また、自立援助ホームに入居する児童等に対する相談支援や就職活動支援など、児童養護施設等の退所児童等のアフターケアを推進する（再掲）。

